

産業分類検討チームにおける主な御意見とその対処方針

産業分類検討チームにおける御意見

No.	御意見	対処方針（案）
大分類E－製造業		
○ 中分類「10 飲料・たばこ・飼料製造業」に関する御意見		
1	<p>● 「1025 蒸留酒類製造業」の説明文について</p> <p>説明文の「飲料用アルコール」と「焼ちゅう」は異なるものなのか。また、内容例示の「飲料用アルコール製造業」とは、具体的にどのような産業が該当するのか。</p>	<p>「飲料用アルコール」は酒類全体の総称であり、説明文の「焼ちゅう」を含むことから、「飲料用アルコール」を削除し、製造数量上位3つの蒸留酒の名称を記載する。また、内容例示の「飲料用アルコール製造業」を削除し、製造数量が増加している「スピリッツ製造業」を追加する。さらに、酒税法の表記が「焼ちゅう」から「焼酎」に改正されたことに合わせて、説明文及び内容例示の表記を変更する。</p> <p>なお、説明文の第2文において主な製品を例示しているが、内容例示と重複するため削除する。</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>

大分類〇－教育，学習支援業

〇 中分類「82 その他の教育，学習支援業」に関する御意見

2 ● 「8243 生花・茶道教授業」、「8244 そろばん教授業」について

「8243 生花・茶道教授業」や「8244 そろばん教授業」など非常に細かな分類項目は政策的な要請も踏まえて設定された経緯がある。一方で、産業分類は社会経済の変化に対応し、現代に合わせた見直しを行うことも重要なので、どこかのタイミングで検討する必要がある。

産業規模の観点と政策的意義の観点という2つの観点を踏まえた分類項目の要否の検討を行う必要がある。

〇 産業規模の観点

- ・ 「824 教養・技能教授業」に分類されている細分類について、産業規模の観点より構成比を分析したところ、「小・細分類項目の新設、廃止等を検討するための量的基準」（令和3年6月29日 総務省政策統括官（統計基準担当））に定める小・細分類項目の廃止等の基準である「2（1）直近上位分類に占める事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成比が継続的に1%を下回ること。」について、細分類「8243 生花・茶道教授業」が売上のみ該当した。
- ・ このことから、「8243 生花・茶道教授業」の政策的意義について、下記のとおり検討を行った。

〇 政策的意義の観点

- ・ 「8243 生花・茶道教授業」は生花・茶道を教授する事業所として、生花教授所、華道教室、茶道教授所が例示されている。
- ・ 華道、茶道については、文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第十二条において「国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、（略）、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされており、同法第七条に基づき「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日 閣議決定）が定められている。
- ・ 「文化芸術推進基本計画」（第1期 平成30年度～令和4年度）においては、「政府一体となって本基本計画を推進することにより、文化芸術の「多様な価値」、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させ」、「文化芸術立国」を実現することを目指す。（前文）」とされており、「文化芸術の創造・発展・継承と教育」などの「目標」と「文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実」などの「戦略」が定められ、施策の推進がなされている。
- ・ さらに、令和4年度に検討を進めている「文化芸術推進基本計画」（第2期 令和5年度～令和9年度）においては、「文化芸術施策推進の理念やグランドデザインを定め、各年度に遂行される予算事業や法改正・税制改正等の方向性は、毎年度策定する実施計画（仮称）に

		<p>において記載すること」等が検討され、第1期から引き続きとなる「文化芸術活動の推進」や「文化芸術のグローバル展開」などについて盛り込むことが予定されており、華道・茶道をはじめとした文化芸術をさらに推進する施策を定めることが検討されている。</p> <ul style="list-style-type: none">令和3年1月15日、文化審議会文化財分科会企画調査会報告書において、生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）等の保護に向けて、これらを含む無形の文化財の登録制度の創設等が提言され、これを受けて、令和3年4月に文化財保護法が改正され、6月14日に施行された。提言の中で、「生活文化は、一定の流派や継承者が伝承・発展させてきた、洗練された高度なわざが無形文化財として保護の対象となり得る…（略）…一方で、例えば書道における書き初め、七夕における短冊作りや食文化における郷土食など、国民の日常生活に広く密接に根付いた事象も包摂している。このため、生活文化に係る文化財の継承に当たっては、<u>民間の創意による振興を妨げないよう留意しつつ、その保存を図るとともに、その活用を意識した取組を図ることが重要である</u>」との指摘を受けており、民間市場の動向等に留意しながら保護施策にも取り組んでいく必要がある。上記の他、「伝統文化親子教室事業」や「芸術文化振興基金」などにより、華道・茶道などに対し、財政面で継続的・安定的な支援を行っている。 <p>以上のことから、「8243 生花・茶道教授業」の細分類については、施策執行成果の判断等において極めて重要となることから、現行のとおり維持するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>
--	--	--

○ 小分類「835 施術業」に関する御意見

3 ● 細分類「8352 療術業」の名称変更について

現行では細分類「8359 その他の療術業」となっているが、「その他」を無くして問題ないのか。また、現行の小分類名称をそのまま用いて「8352 療術業」に修正して問題はないのか。「8359 その他の施術業」としてはどうか。

分類名称を修正しても問題がないのであれば、問題がないことのエビデンスを提出してほしい。

左記御意見について検討した結果、数量的なエビデンスは見当たらないが、これまでに公表された公的な資料によると、分類番号及び分類名称は「8352 療術業」のままをしたい。理由は以下のとおり。

(修正しない理由)

御提案いただいた「8359 その他の施術業」への細分類名修正は、現行の「8359 その他の療術業」で説明される業に「施術業」という文言を用いることによって、あん摩マッサージ師、はり師、きゆう師及び柔道整復師（以下、あはき柔整師）が行う「施術」と混同のおそれがあり避けるべきと考える。

小分類 835 を「療術業」から「施術業」に変更した理由も、現行のまま「療術業」という小分類名を継続することにより、あはき柔整師が行う「施術」と混同することを避けるためである。

また、現行は「8359 その他の療術業」であるが、「その他」を無くして問題はないのかという御指摘については、「療術業」は「あはき柔整師が行う以外の手技、温熱等による行為」としており、現行の「その他の療術業」のままだと「真の療術業」があるように捉えられる分類名であるため、「その他」を付けず「療術業」とすることが適当であり、その他項目でなくなっても問題はないと考える。

なお、小分類に「施術業」を用いると、細分類「療術業」があはき柔整師による「施術」に含まれるというイメージを与える可能性があるが、8351 及び 8352 は別の細分類として明確に区分されており、説明文にもあはき柔整師は国家資格について追記する等により誤認されないように記載しているため問題ないものとする。

(厚生労働省)

4	<p>● 「8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所」の名称について</p> <p>細分類名が極端に長いので短くしてほしい。「あん摩・はり・きゅう・柔道整復施術所」としてはどうか。</p>	<p>左記御意見について検討した結果、下記の歴史的背景により、分類番号及び分類名称は「8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所」のままをしたい。</p> <p>(現行のとおりとする理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 26 年以来「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」と称されていたが、昭和 39 年の法改正により「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」と称されることとなった。 これは、マッサージと指圧は少なくとも法の上では、あん摩術の一種として扱われてきたが、このような取扱いをマッサージと指圧の関係者は十分に納得しておらず、様々な調整事項があったためである。このような名称をめぐる調整を続けることは生産的ではないとして、法改正により名称を改めることとした。 <p>(厚生労働省)</p>
5	<p>● 「8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所」の内容例示について</p> <p>8351 の内容例示に、「○あん摩業；マッサージ業；指圧業」とあるが、「マッサージ業」が何を指すのかわからない。分類項目名称では「あん摩マッサージ指圧師」にもかかわらず、内容例示が3つの業に分かれている理由は何か。</p>	<p>内容例示が3つの業に分かれている理由は、上記4において記載した歴史的背景があると推測されるが、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 1 条では以下のとおり「業」として明確に「あん摩」、「マッサージ」及び「指圧」はそれぞれ書き分けられ、「師」としては「あん摩マッサージ指圧師」とまとめられている。</p> <p>(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）)</p> <p>第一条 医師以外の者で、<u>あん摩、マッサージ若しくは指圧</u>、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、<u>あん摩マッサージ指圧師免許</u>、はり師免許又はきゅう師免許（以下免許という。）を受けなければならない。</p> <p>(厚生労働省)</p>

大分類R－サービス業（他に分類されないもの）	
○ 中分類「92 その他の事業サービス業」に関する御意見	
6	<p>● 新設「9295 ペストコントロール業」の内容例示について 電話機消毒業は、物品消毒業とともに新設するペストコントロール業に移動してはどうか。</p>
	<p>左記のご指摘を踏まえ、電話機消毒業をペストコントロール業に移動する。 ただし、電話機は概念上、物品に含まれること、また、電話機消毒業を専業とする産業は極めて少ないと想定されるため、9295 における例示は行わない。</p> <p style="text-align: right;">（厚生労働省）</p>
○ 中分類「93 政治・経済・文化団体」に関する御意見	
7	<p>● 「9341 政治団体」の内容例示について 内容例示に国政政党の名前を全て記載する必要はあるのか。何か別の書き方はできないか。 説明文や内容例示を読むと、小さい政治結社が入らないように見えてしまう。もう少し一般的かつ幅広く捉えられるような書き方に修正してほしい。</p>
	<p>左記ご意見を踏まえ、以下のとおり修正することとしたい。</p> <p>（修正案） 「9341 政治団体」 政党その他の政治団体の事業所をいう。 ○政党；政治資金団体；資金管理団体</p> <p style="text-align: right;">（総務省統計局）</p>